

商社業界における地球温暖化対策の取り組み ～低炭素社会実行計画 2019年度実績報告～

令和2年10月
一般社団法人 日本貿易会

目次

1. 商社業界の概要
2. 商社業界の「低炭素社会実行計画」概要
3. 2019年度の取り組み実績
4. 低炭素製品・サービス等による他部門での貢献
5. 海外での貢献
6. その他の取り組み
7. 参考資料（商社環境行動基準）

1. 商社業界の概要

(1) 商社

- ◆ 日本独自の業態であると言われる商社は、資源の乏しい日本が「貿易立国」を目指し戦後復興を遂げていく中で、輸出入の担い手として積極的に海外進出し、全世界にネットワークを広げ、日本経済の発展に大きな役割を果たしてきました。
- ◆ 今日、商社は機械、自動車、船舶、航空機、プラント、通信機器、金属、鉱産物、エネルギー、化学品、繊維、食糧、食品など幅広い業種の商品を扱っています。また、国内外に物流・販売拠点網を張り巡らし、原材料の調達から製品の販売に至るまでバリューチェーンを構築して、トレードおよび事業投資を両輪にグローバルに事業展開しています。

(2) 日本貿易会

名称：一般社団法人日本貿易会 Japan Foreign Trade Council, Inc.

設立：1947年6月25日

代表：会長 小林 健 (こばやし けん)

所在地：東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービル6階

会員：法人正会員41社（低炭素社会実行計画参加：32社）

The logo for the Japan Foreign Trade Council (JFTC), featuring the letters 'JFTC' in a stylized, blue, italicized font with a swoosh underneath.

未知の時代を切り拓く
日本貿易会

2. 商社業界の「低炭素社会実行計画」概要

目標 2020年度の電力使用原単位（会社全体における床面積当たりの電力使用量）を2013年度比で6.8%削減するよう努める。

2030年度の電力使用原単位（会社全体における床面積当たりの電力使用量）を2013年度比で15.7%削減するよう努める。

2018年7月再設定

目標再設定の根拠

- ◆ 2016年度に2020年度の削減目標（2009年度比15.3%削減）を達成したため、2018年7月に2020年度、2030年度目標を再設定した。
- ◆ 再設定過程にて基準年を直近の2016年度とすることも検討したが、数社の本社移転プロセスに伴う一時的変動要因が発生する前の2013年度を基準年とし、毎年1%電力使用量を削減する目標を設定した。

3. 2019年度の取り組み実績（1）

2019年度の実績

- ◆ 電力使用量 : 6,756万kwh (基準年度比▲25.0%、前年度比▲2.9%)
- ◆ 床面積 : 730.6千㎡ (基準年度比▲13.6%、前年度比▲3.1%)
- ◆ 床面積当たり電力使用量 : 92.5kwh/㎡ (基準年度比▲13.2%、前年度比+0.2%)

目標（進捗率）

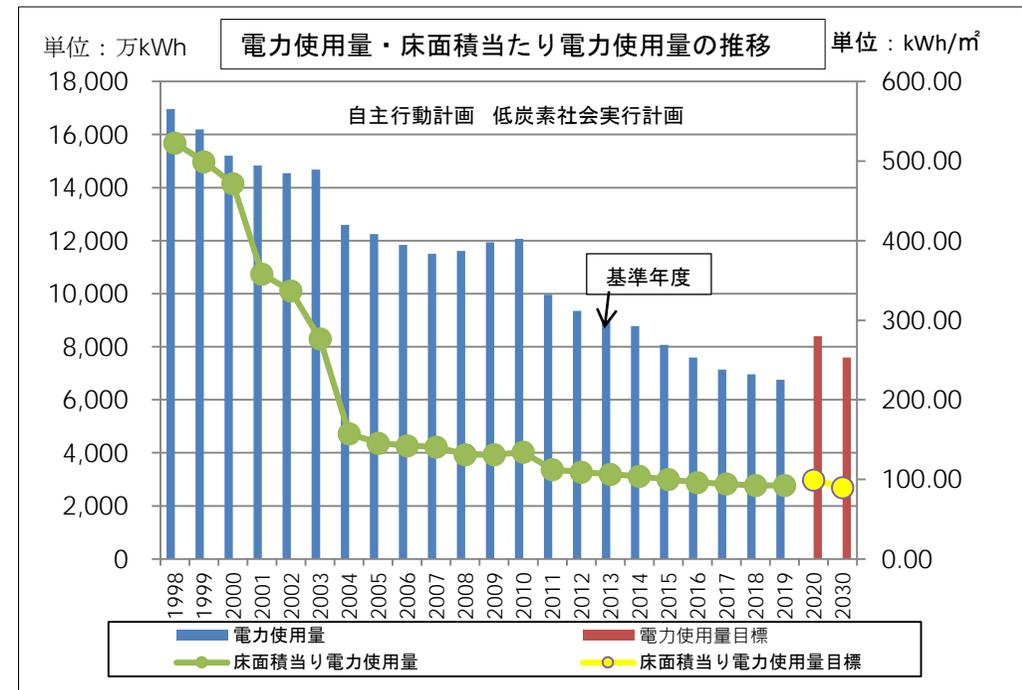
- ◆ 2020年度目標 : 99.3kwh/㎡ (進捗率194.8%)
- ◆ 2030年度目標 : 89.8kwh/㎡ (進捗率 84.0%)

電力使用量、床面積、床面積当たり電力使用量の推移

- ◆ 電力使用量、床面積 : 徐々に減少傾向
- ◆ 床面積当たり電力使用量 : 徐々に減少傾向
- ※ 2019年度は床面積の減少に比して電力使用量の減少が小幅小幅だったため若干増加)

目標達成に向けた課題

- ◆ 省エネ努力（省エネ設備等の導入、部分点灯等エネルギー管理の徹底、等）による電力使用量減



3. 2019年度の取り組み実績（2）

商社のCO2排出の主な要因は、オフィスビルにおける電力使用であり、その削減に向けて各社取り組んでいる。

	削減見込量	導入状況・普及率等 (フォローアップ参加企業中の有効回答30社に占めるシェア)
省エネ設備等の導入	—	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型OA機器導入（53%） ・LED照明導入（53%） ・廊下・トイレの人感センサー導入（43%） ・省エネ型空調設備導入（40%） ・空調設備の個別化導入（33%） ・省エネ型自動販売機導入（33%）、等
エネルギー管理の徹底	—	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、コピー機の省電力モード設定（80%） ・空調温度・時間管理（73%） ・昼休み時消灯（63%）、照明の間引き（50%） ・警備員巡回時の消灯点検（67%） ・ノー残業デー実施（53%）、フレックスタイム制実施（50%） ・エネルギー使用量の拠点別管理（63%） 夕刻・夜間の消灯時間管理（47%）、等
啓蒙活動の推進	—	<ul style="list-style-type: none"> ・不使用時の消灯励行（80%） ・ブラインド操作の励行（63%） ・パソコンの省電力モード推奨（67%）、不使用時の電源オフ・プラグオフ（70%） ・イントラネット、グループ報、ポスター、電子メール等による呼びかけ（63%） ・休日出勤・残業時間削減推進（73%）、等

4. 低炭素製品・サービス等による他部門での貢献

商社は、低炭素製品の開発・販売、サービス（事業）等を通じて主体間連携の強化に貢献している。また、自家物流の効率化を図ることで環境に配慮している。

	省エネ・環境配慮型事業	削減実績 (2019年度)
1	環境良品（液化水素、LPガス、ハイドロカット、ビーズドライ、シールドマスター、エコフリーズ、PKS、A-PET、等）の販売	ハイドロカット：主成分が水素の溶断ガスであり、CO2を70%削減
2	環境パイル工法の採用	セメントや鉄を使用する既存工法に対して国産間伐材を地盤改良材として使用することによりCO2を削減
3	植物由来のグリーンポリエチレン原料販売	石油由来ポリエチレンに比較してCO2を最大70%削減可能

	自家物流の効率化	削減実績 (2019年度)
1	積載効率改善によるトラック台数の削減	前年比（▲131.1 t-CO2）
2	モーダルシフトの実施	前年比（▲12t-CO2）

5. 海外での貢献

商社は、低炭素社会実現に向けた取り組みを様々な分野・地域で積極的に展開している。

<概要>

- 総合商社各社は、長年取組んできた発電設備建設の一括請負や保守点検等のサービス提供に関わるノウハウを活用し、全世界でIPP事業を展開してきた。
- 近年は、IPP事業の中でもCO₂の排出削減に寄与する再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等）発電事業の拡大に注力している。
- 2019年度に全世界（除く日本）31か国で稼働済みの発電案件は、7社合計で98件、総発電設備容量（グロスベース）は2,233万kWに達しており、2019年度のCO₂削減貢献量（ネットベース）を721万tと算定した。

<算定根拠>

- 設備の建設・運用・保守に伴うCO₂排出はゼロと仮定し、2019年4月から2020年3月の1年間における発電量に、入手可能な直近の当該国または地域の排出係数（t-CO₂/kWh）を乗じてCO₂削減量を算出した。

商社（7社）の出資
IPP（独立系発電事業者）<海外31か国、98案件>



6. その他の取り組み（情報発信）

業界における取り組み（“商社環境月間”）

- ◆ 2008年5月、国内外の環境問題への関心の高まりと、環境を主要テーマの一つとする北海道洞爺湖サミット開催を機に、毎年6月を“商社環境月間”に制定し、会員の環境問題への啓発活動として環境セミナーを開催、また、会員各社の環境保全活動を促進し、これを外部へ積極的に発信している。



商社環境月間 環境セミナー
講演風景

個社における取り組み

日本貿易会 月報オンライン (<https://www.jftc.jp/monthly/>)

- 「2020年度商社環境月間」（環境セミナー講演要旨）（2020年7・8月号）
<https://www.jftc.jp/ebook/geppo789/HTML5/pc.html#/page/20>
- 「低炭素社会および循環型社会構築に向けた2019年度の取組み」（解説）（2020年3月号）
<https://www.jftc.jp/ebook/geppo786/HTML5/pc.html#/page/18>
- 「2019年度 商社のESG推進活動」（2020年9月号）
<https://www.jftc.jp/ebook/geppo790/HTML5/pc.html#/page/8>

7. 参考資料（商社環境行動基準）

商社環境行動基準



一般社団法人 日本貿易会
2002年2月14日「環境行動基準」制定
2010年6月16日「商社環境行動基準」へ改定
2012年4月1日 一般社団法人へ移行

日本貿易会は、「商社行動基準」の中で地球環境問題への取組みを“経営の理念と姿勢”と位置付け、その精神に則り、「環境行動基準」を制定した。その後、企業を取り巻く内外の社会・経済情勢は、グローバル化、IT革命、市場経済の拡大などによって劇的に変化し、また、エネルギー・環境問題など地球規模の課題も発生しており、その中で、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が従来以上に求められている。このような状況に鑑み、「環境行動基準」を、ここに新たに「商社環境行動基準」として改定する。

1. 基本理念

環境問題は、地球温暖化や生物多様性の危機に代表されるように、その影響が地球的拡がりを持ち、人類の存続にも係わるグローバルな問題から、廃棄物処理等の地域的な問題までさまざまであるが、それぞれの問題に適切に対応していくことがますます重要になってきている。

われわれは、地球環境の健全な維持と国際社会の調和的発展を目指す「持続可能な発展」の実現に向けて努力することにより、広く社会に貢献する。

2. 基本方針

われわれは、国内外においてさまざまな財・資源・サービスを提供するとともに、開発事業ならびに事業投資活動を展開している。

このような活動にあたってわれわれは、基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を定める。

（1）経営の基本姿勢

環境問題の重要性を理解・認識し、経済発展と地球環境保全の両立に十分配慮した企業経営に努める。

（2）環境関連法規制等の順守

企業活動にあたり、国内外の環境関連法規制はもとより、国際ルールや慣行を順守する。

（3）環境管理体制の確立

ISO14001環境マネジメントシステム等を活用し、グループ会社を含めて環境管理体制を確立し、環境問題への的確な対応と、環境問題の未然防止に努める。

（4）低炭素社会の構築への寄与

低炭素社会の構築が世界的緊急課題であるとの認識に基づき、世界の温室効果ガス削減に積極的に取り組む。

（5）循環型社会の構築への寄与

資源は有限であるとの認識に基づき、循環型社会の実現を目指して、廃棄物の発生抑制・リサイクル、資源の有効利用等に積極的に取り組む。

（6）生物多様性への配慮

生物多様性が持続可能な社会にとって重要な基盤であるとの認識に基づき、これに配慮した企業活動を推進する。

（7）社会への貢献

商社の特色ある企業形態を活かし、環境保全事業、あるいは環境負荷低減事業を推進するとともに、環境問題に関わる社会貢献活動を積極的に支援、推進する。

以上